

# 平成 29 年度 江田島市奨学金奨学生募集要項

江田島市教育委員会では、保護者が江田島市内に住所を有する者で、経済的理由により修学に困難がある人に対し、学資の貸し付けを行うことにより、将来社会に有用な人材の育成に資するとともに、教育の振興を図っています。

奨学生を志望する人は、江田島市奨学金貸付条例に基づいて定められた江田島市奨学金貸付条例施行規則等により選考の上、奨学生として採用されます。貸し付けられた奨学金は卒業後、所定の方法で返還することになります。

この【募集要項】には、奨学生の出願資格から返還までの貸付規則に定められている事項を記載していますので、これらの点を十分理解して申請してください。

## 1 出願資格

(1) 保護者が江田島市内に住所を有する者で、次のア又はイに該当する人

ア 平成29年4月から大学（同程度の学校で学校教育法第1条に規定するものを含む。）に入学する人、又は平成29年4月1日時点で在学中の人

イ 平成29年4月から高等学校（同程度の学校で学校教育法第1条に規定するものを含む。）等に入学する人、又は平成29年4月1日時点で在学中の人

(注) 上記の大学とは、学校教育法による大学の学部・学科（課程）をいい、国・公・私立及び昼・夜間は問いません。ただし、大学の通信教育部・別科、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、防衛大学校等は対象になりません。

(注) 通信制の高等学校は対象になりません。

(2) 他の奨学金の貸与を受けていない人

(3) 市税及び市の各種徴収金について、奨学生を志望する人の保護者が滞納していないこと

## 2 奨学金の種類と貸付限度額

種 類	国公立高等学校及び 国公立高等専門学校	私立高等学校	国公立大学	私立大学	国公立専修学校	私立専修学校
入学支度金	5万円以内	5万円以内	15万円以内	20万円以内	5万円以内	5万円以内
修学資金 (月 額)	1万5千円以内	2万5千円以内	3万5千円以内	4万5千円以内	1万5千円以内	2万5千円以内

(注) 1 入学支度金は、新入学者に限り初回1回のみ貸し付け

2 修学資金は3カ月分ずつ、年4回貸し付け

### 3 貸付条件

- (1) 貸付利息 無利子
- (2) 貸付期間 平成29年4月から最短修業年限の終期まで
- (3) 貸付時期 原則として、3カ月分をまとめて、年4回（4・7・10・1月）に奨学生指定の口座に振り込みます。なお、入学支度金は初回貸付時に一括して振り込みます。  
※新規の方への第1回目の振り込みは、手続の関係で6月末になる予定です。
- (4) 返還方法 卒業後1カ年以内据え置き、その翌年から貸付を受けた期間の3倍以内の期間で返還しなければなりません。【参考：返還金額の参考例】

### 4 出願の手続き

出願時は「奨学金貸付申請書（様式第一号）」及び各種添付書類を教育委員会又はお近くの支所等へ提出してください。記入については、「提出書類の記入について（3ページから）」をよく読んで間違いのないようにしてください。

### 5 採否決定の時期と通知

採否の決定通知は、5月末頃、出願者全員に送付します。

#### ■奨学金借受誓約書の提出

奨学金の貸付が決定したときは、連帯保証人2名（1名は保護者）と連署の上、誓約書を提出することになります。

※連帯保証人の要件…市内に引き続き3年以上住所を有する者

独立生計を営む成年者で保証能力を有する者

奨学金の貸付けを受けていない者

市税及び市の各種徴収金を滞納していない者

#### ■奨学金の償還

奨学金の貸付終了後、定められた方法で返還しなければなりません。

なお、一定の要件に該当した場合、審議会の決定により、返還を猶予又は免除できます。

# 提出書類の記入について

※一通り読んでから記入してください。

## 【奨学金借受申請書】

- ①「氏名」欄： 該当する性別に○を付けてください。
- ②「現住所」欄： 申請時に住民登録をしている住所を記入してください。  
その下に帰省先住所を記入してください。（同じ場合は同上と記入）  
なお、郵便番号・電話番号も必ず記入してください。
- ③「本人の履歴」欄： 詳しく記入してください。
- ④「備考」欄： 申請時に入学及び在学中の学校名等を詳しく記入してください。
- ⑤「就学者を除く家族」欄
  - (1) 本人と生計を一にする人全員を記入してください。  
※「生計を一にする」とは、日常生活を共にし、生計を共にしていることをいいます。ただし、療養などのために日常生活を共にしていない場合でも、常に療養費などの送金を行っている場合には、生計を一にしていると捉えます。  
なお、同一の家屋で生活している場合であっても、明らかに互いに独立した日常生活を営んでいる場合は、生計を一にはしません。  
※就学者は申請書裏面の「就学者」欄に記入してください。
  - (2) 別居独立の生計を営む兄弟や、生計を一にしない別居の祖父母並びに死亡又は生別した人は記入する必要はありません。
  - (3) 続柄は出願者本人から見た関係を記入してください。年齢は、申請時現在で記入してください。
- ⑥「収入の種類等」「年間収入額」の記入に当たっては、次のことに注意してください。
  - (1) 【収入の種類等】欄： 「給与」「商業」「工業」「農林業」「水産業」「その他」の区分で、該当するものを記入してください。
    - 【給与】とは、俸給・給料・賃金・年金・恩給・賞与並びにこれらの性質を有する収入です。
    - 【その他】とは、自由業・税理士等により得ている収入、利子・配当・家賃・地代・生活保護法による扶助費等の収入のことです。
  - (2) 「年間収入額」欄： 平成28年1月から12月までの年間の収入金額を記入してください。
    - ア 給与所得者： 源泉徴収票の支払金額を記入してください。
    - イ 給与所得以外： 確定申告書（控）又は市民税申告書（控）の収入金額等の欄にある金額を記入してください。
    - ウ 本人と生計を一にする人全員（就学者は除く）の「源泉徴収票」「公的年金等源泉徴収票」「確定申告書（写）」「市民税申告書（控）」のいずれかを添付してください。

- ⑦「就学者」とは、次の学校に在学する人をいいます。  
 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学通信教育部・短期大学・大学院を含む。  
 放送大学については、全科履修者・習得生に限る。）、盲・ろう・養護学校、専修学校
- (1)「設置者別」欄：就学者の通学する学校の設置者（国立・公立・私立）を○で囲んでください。  
 (2)「通学別」欄：自宅から通学している人は「自宅」を○で囲んでください。  
 自宅以外の方は「自宅外」を○で囲んでください。
- ⑧「奨学金の申請額」欄
- (1) 入学支度金を希望される人は、希望額を記入してください。  
 (2) 修学資金を希望される人は、希望月額を記入してください。
- ⑨「申請の理由」欄は、なるべく詳しく記入してください。

### 【添付書類】忘れないようにしてください！

- ② 「住民票謄本」（※世帯員全員記載のもの）
- ② 「世帯員の源泉徴収票等」（※就学者は除く。）
- (1) 給与所得者は、源泉徴収票（写しでも可）  
 (2) 給与所得者以外は、確定申告書（控）、市民税申告書（控）（写しでも可）
- ③ 「入学許可証の写し」又は「在学証明書」（※学生証の写しは不可）
- ④ 「奨学生推薦調書」（様式第1号の2）  
 「奨学生推薦調書」（様式第1号の2）を学校へ提出し、推薦を受けてください。  
 (注) 在学生の場合は、在学している学校の学校長、新入学生の場合は、卒業した学校の学校長の推薦を受けてください。
- ⑤ 「証明願」（滞納していないことの証明）  
 (注) 申請者の保護者を対象としています。附属用紙により税務課等で手続きを行ってください。

### 【提出期間】

平成29年4月1日（土）から4月20日（木）までの間に、教育委員会、本庁、支所、市民サービスセンター等へ必要書類を提出してください。（市民サービスセンター以外、土・日は除く。）

- ◎ この募集要項は、平成29年2月現在で記載していますが、江田島市奨学金貸付条例施行規則等が変更された場合は、変更後の規則等が適用されます。

### <お問い合わせ先>

江田島市大柿町大原 535 番地 2

大柿公民館内

江田島市教育委員会 学校教育課

電話 0823 (40) 3035 (ダイヤル)